



万一の事故もしっかり補償、安心の暮らしをサポート

# 建物共済 **住まいる**



共済掛金の納入は  
**口座振替** でお願ひします!!



安心のネットワーク

**NOSAI** 長崎県農業共済組合

URL <http://www.nosai-ngs.or.jp>

# 安心のための3つのPOINT

## 1 全棟の加入

住宅はもちろんのこと、納屋や畜舎等も大切な財産です。もしもに備えて全ての棟のご加入をおすすめします。

## 2 再取得価額いっぱい

加入金額が低いと十分な補償が得られません。再取得価額いっぱいまでのご加入をおすすめします。

## 3 家具類も合わせて

建物だけの加入では家具類は補償されません。建物と合わせてのご加入をおすすめします。

## ご加入のめやす

**住宅や家具類の目安額を確認してみましょう!**

再取得価額(同等のものを新たに建築するために必要な金額)まで加入できます。  
住宅は坪単価44~56万円が目安です。納屋は13~19万円が目安です。

用途	構造	基準単価 <sup>※1</sup>	
		坪単価	m <sup>2</sup> 単価
住宅	木造	44~56万円	13~17万円
	鉄骨造	51~68万円	15~20万円
	鉄筋コンクリート造	63~84万円	19~25万円
簡易付属建物 <sup>※2</sup> (納屋、農作業場等)	木造	13~19万円	4~6万円
	鉄骨造	16~23万円	5~7万円

※1 標準的な目安額となりますので、物件によっては金額の範囲外となる場合があります。

※2 簡易付属建物とは、納屋、物置、農作業場、農機具格納庫、車庫等をいい、主要構造物(外壁、柱、はり、小屋組、屋根等)のすべてを独立して具備している建物になります。

延面積 坪	×	坪単価 万円	=	あなたの住宅の再取得価額 万円
----------	---	-----------	---	--------------------

建物

家具類評価額(住宅延面積と世帯人数、大人人数で評価します)

世帯人数		単身	2人		3人			4人			
うち大人人数		—	1人	2人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	4人
住宅延面積	66m <sup>2</sup> 未満(20坪未満)	860万円	930万円	1,030万円	960万円	1,060万円	1,310万円	1,070万円	1,100万円	1,460万円	1,590万円
	66m <sup>2</sup> 以上(20坪以上)	920万円	990万円	1,230万円	1,080万円	1,250万円	1,490万円	1,130万円	1,270万円	1,600万円	1,830万円
	132m <sup>2</sup> 以上(40坪以上)	1,120万円	1,190万円	1,340万円	1,260万円	1,410万円	1,730万円	1,330万円	1,480万円	1,840万円	2,020万円
	231m <sup>2</sup> 以上(70坪以上)	1,340万円	1,410万円	1,590万円	1,470万円	1,660万円	1,940万円	1,540万円	1,730万円	2,040万円	2,220万円
世帯人数		5人以上									
うち大人人数		2人以下	3人	4人	5人						
住宅延面積	66m <sup>2</sup> 未満(20坪未満)	1,170万円	1,500万円	1,700万円	1,870万円						
	66m <sup>2</sup> 以上(20坪以上)	1,360万円	1,740万円	1,940万円	2,080万円						
	132m <sup>2</sup> 以上(40坪以上)	1,550万円	1,940万円	2,160万円	2,370万円						
	231m <sup>2</sup> 以上(70坪以上)	1,790万円	2,150万円	2,330万円	2,560万円						

注1 住宅延面積は、居住の用に供する部分の面積です。

注2 大人とは18歳以上の世帯員を言います。ただし、学生を除きます。

注3 大人人数が5人を超える場合は、大人1人につき220万円の加算を行います。

注4 納屋、倉庫に合わせて農機具にも加入できます。(ただし、補償は収納中の事故に限ります)

家具

住宅延面積 m <sup>2</sup>	世帯人数 人	大人人数 人	あなたの家具類の再取得価額 万円
-------------------------	-----------	-----------	---------------------

# ご契約の手続き 建物1棟ごとにお申込みください。

## ■建物共済に加入できるものは

加入資格者が所有又は管理する建物とその附属設備（電気・ガス・水道・冷暖房設備）、建物内に収容されている家具類・農機具です。

## ■補償期間は

掛金をいただいた日の午後4時から1年間です。

継続加入の場合は、責任終了の日までに、更新後の掛金を払い込んでいただくことになります。

## ■加入申込書について

新規加入される方は、加入申込書に必要事項をご記入のうえご契約ください。

継続加入される方は、加入申込書の内容（共済金額、面積、構造、てん補範囲など）及び重要事項をご確認のうえご契約ください。

## ■自動継続特約

ご契約内容に変更がない場合に限り、10年間のご契約も可能となりました。掛金は、これまでどおり毎年1年分をお納めいただき、証券は毎年発行いたします。

## ■臨時費用担保特約で補償を厚く

加入している建物が損害を受けた場合、損害共済金の10%、20%、30%（加入者選択）をお支払いします。（250万円限度）また、火災等の事故により、死亡又は後遺障害を負った場合、1名ごとに共済金額の30%をお支払いします。（200万円限度）

## ■小損害実損填補特約

損害の額が30万円以下の場合、実損害額を共済金としてお支払いします。

ご加入金額が1,000万円以上で加入の場合に付帯することができます。掛金は1,170円の一律加算となります。

## ■補償の対象にならないもの

空家、建設中の建物、遊興施設、現金、営業用什器備品、商品等は補償の対象となりません。

## 落雷事故が多発しています

落雷事故が発生したら、すぐに **NOSAI** へ連絡してください。

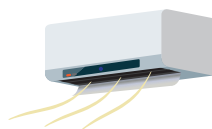
修理済等で損害の確認ができない時は、お支払いできない場合があります。



### 建物と家具類の区分について

#### 建物として補償されるもの

- ボイラー
- アンテナ
- エアコン
- ソーラーシステム ほか
- インターホン
- 分電盤
- 配電盤



#### 家具類として補償されるもの

- 電話機
- 冷蔵庫
- テレビ
- 電子レンジ ほか
- ブルーレイ・DVDレコーダー
- パソコン
- 洗濯機



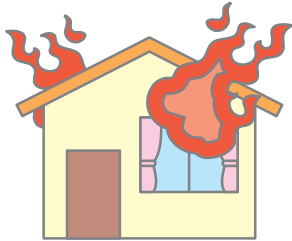
※業務（営業）用として使用しているものは補償の対象になりません。

# ご家族の大切な財産と、しあわせを守ります。

火災や落雷・突然発生する不慮の事故など建物や家具類はいつも危険と隣り合わせです。万一来備えた加入で、あなたの財産と、しあわせをお守りします。

## 火災共済 共済金支払対象となる事故

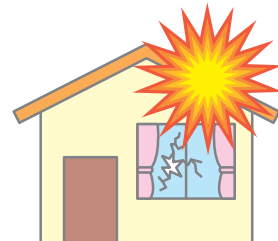
① 火災



② 建物・家具類等への落雷



③ 破裂・爆発



④ 物体の落下・衝突

(自然災害によるものは除く)



⑤ 給排水設備の事故による水ぬれ

(自然災害によるものは除く)



⑥ 盗難によるき損・汚損

(盗取は除く)



1棟

最高**6,000**万円  
まで加入できます

(家具類・農機具含む)

建物や家具類も再取得  
価額まで補償します

## そのほか各種費用共済金をプラスし幅広く補償!

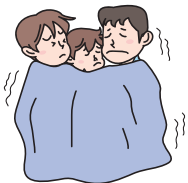
### ●残存物取片付け費用共済金

取り壊し費用、搬出費用など取り片付けに必要な金額として損害共済金の10%をお支払いします。ただし、実費が限度となります。



### ●損害防止費用共済金

損害防止、軽減のために要した費用をお支払いします。ただし、実費が限度となります。



### ●特別費用共済金

火災等(自然災害を除く)により80%以上の損害を受けた場合に損害共済金の10%をお支払いします。(ただし、1棟200万円が限度)



### ●失火見舞費用共済金

火災等によって他人の所有物に損害を与えた場合、1世帯につき50万円をお支払いします。(共済金額の20%を限度)

### ●地震火災費用共済金 (火災共済のみ)

地震等を原因とした火災で半焼以上となった場合に共済金額の5%をお支払いします。



### ●水道管凍結修理費用共済金

水ぬれ被害が生じていない水道管の凍結事故(パッキングのみに生じた事故を除く)に対して、その修理費用を実費(1事故10万円を限度)で補償します。



# 共済金のお支払い例

火災等の事故の場合（①～⑥の事故）

加入金額が共済価額の80%以上のとき

$$\text{支払共済金} = \text{損害額}$$

（ただし加入共済金額を限度とします）

加入金額が共済価額の80%未満のとき

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$$

（ただし加入共済金額を限度とします）

## ◎再取得価額2,000万円の住宅

加入共済金額    共済金合計    損害共済金    取片付費用    特別費用

全焼の場合

$$2,000\text{万円} \quad 2,400\text{万円} = 2,000\text{万円} + 200\text{万円} + 200\text{万円}$$

$$1,000\text{万円} \quad 1,200\text{万円} = 1,000\text{万円} + 100\text{万円} + 100\text{万円}$$



一部損害  
1,000万円  
の場合

加入共済金額    共済金合計    損害共済金    取片付費用

$$2,000\text{万円} \quad 1,100\text{万円} = 1,000\text{万円} + 100\text{万円}$$

$$1,000\text{万円} \quad 687.5\text{万円} = 625\text{万円} + 62.5\text{万円}$$



## 小損害実損填補特約に加入の場合

上記の場合で共済金額1,000万円で、落雷により30万円の損害があった場合

特約なし

$$30\text{万円} \times \frac{1,000\text{万円}}{2,000\text{万円} \times 0.8} = 187,500\text{円}$$

特約あり

30万円(30万円まで損害額全額)

## 共済金のお支払いまでの流れ

### 事故発生のお知らせ

加入物件に損害が発生した事を知った場合、速やかにNOSAIにご通知ください。

※損害箇所の確認ができない場合、共済金のお支払いはできません。

### 事故確認

事故に遭われた加入物件の写真・建物の図面をとらせていただくとともに、事故の状況や世帯の家族構成等についてお伺いいたします。他の保険等に加入がある場合は、お知らせください。

### 必要書類の準備

NOSAI職員が共済金請求のために必要な書類等についてご説明します。

※火災の場合:罹災証明書、残存物取片付け費用の見積書など  
 ※落雷の場合:家電製品等損害証明書など  
 ※罹災証明書、家電製品修理証明書の早期提出をお願いします。

### 共済金の算定

事故確認での聞き取り、ご準備いただいた書類等をもとに共済金を算定します。

共済金のお支払い

# 建物の構造区分 ●建物の構造・用途により共済掛金が異なります。

## 一般造



木造で外壁に木材が見えているもの。



木造で、外壁のすべてがモルタル・サイディングなど不燃材料で被覆されたもの。

## 耐火造

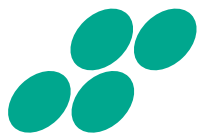


土蔵、鉄骨造で外壁のすべてが不燃材料で造られたもの。

# 建物の用途並びに1年間の共済掛金 ●建物の構造・用途により共済掛金が異なります。

区分	建物の用途	構造	加入共済金額				総合共済
			500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	
普通物件	住宅・納屋・倉庫・公民館・車庫・農作業場・畜舎・アパートなど	一般造	5,000 <sup>円</sup>	10,000 <sup>円</sup>	20,000 <sup>円</sup>	30,000 <sup>円</sup>	44,500 <sup>円</sup>
		耐火造	2,750	5,500	11,000	16,500	41,500
特殊物件	併用住宅・共同作業場・神社・事務所など	一般造	8,350	16,700	33,400	50,100	49,000
		耐火造	3,850	7,700	15,400	23,100	43,000
特殊割増	乾燥場・加工場・茶製造・製材場など	一般造	17,850	35,700	71,400	107,100	加入できる物件は住宅、神社、寺院、公民館のみとなります。
		耐火造	7,850	15,700	31,400	47,100	

- ※1.家具類・農機具の掛金率はそれらが収容されている建物の掛金率と同じです。
- ※2.特殊割増物件につきましては、物件の用途により加入金額の制限がございますので、支所へお問い合わせください。
- ※3.共済掛金の納入には、確実・便利な「口座振替」をご利用ください。
- ※4.総合共済は自然災害(風水害、地震等)も補償する契約になります。最高4,000万円まで加入できます。
- 建物共済の加入については、組合の区域内に住所を有する方で、農業を営んでいるか、農業に従事する方が加入条件です。詳細については約款・重要事項説明書をご覧ください。



安心のネットワーク

**NOSAI**

長崎県農業共済組合(本所)

〒854-0071 諫早市永昌東町22-10

本所	TEL 0957-23-6161	佐世保支所	TEL 0956-41-6004
西彼杵支所	TEL 095-884-2360	宇久・小値賀出張所	TEL 0959-57-3015
諫早支所	TEL 0957-23-0555	大村東彼支所	TEL 0957-49-3511
島原北支所	TEL 0957-77-2161	平戸松浦支所	TEL 0950-20-1021
島原南支所	TEL 0957-84-3121	壱岐支所	TEL 0920-47-1317
五島支所	TEL 0959-72-4188	対馬支所	TEL 0920-58-2277

お問い合わせは、最寄りの支所へご連絡ください。